

## 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会長 芦 刈 幸 雄

### 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等は、「条例・規則等の整備方針」により整備する。

5 町 2 村同一の条例・規則等は原則として現行のとおりとする。

類似、相違しているものについては、速やかに統一を図ることとし、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。

1 町村又は複数町村に制定されているものについては、新市において調整する。

合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。